



# I 産業保健活動とは

産業保健活動を進める  
「しくみ」と「めざすもの」



# 目次

1. 医療現場と産業保健
2. 組織について
3. 産業保健体制
4. それぞれの義務
5. 体制と機能



# 1. 医療現場と産業保健



# 医療現場と産業保健

## 病院と産業保健活動の違い

	病院	産業保健
目的	治療契約の履行	企業の安全配慮義務等 働く人の健康増進等の 支援
目標	日常生活レベル	就労可能レベル
活動	診療活動	健康増進・疾病予防 快適職場作り
体制	実質的にほぼ同一	規模・業種により異なる

(Electric Doc より引用・改変)



## 2. 組織について



## 前提にあること

人は誰でも幸せになる権利を持つ

事業者(使用者)も労働者(被用者、働く人)も  
その権利は同じ

このことは、まず第一に尊重されなければならないことと考えられる



# 組織について考える

## 個人、集団、または組織における健康管理

	特徴	病院	学校保健 地域保健	産業保健
個人	ひとりひとり	○	○	○
集団	個人の集まり		○	○
組織	目的をもった集団であり、各自が互いに連携しながら機能や役割を分担している			○

(Electric Doc より引用・改変)



## 3. 産業保健体制



# 産業保健に関する法制度

- 労働安全衛生法
- 労働安全衛生規則
- じん肺法
- 健康保険法
- 労働基準法
- 労働契約法
- その他



# 産業保健に関わる人的資源

- 総括安全衛生管理者
- 安全管理者
- 衛生管理者
- 安全衛生推進者、衛生推進者
- 医師（産業医）
- 保健師
- 看護師
- 心理職
- 社会保険労務士
- 労働衛生コンサルタント
- その他



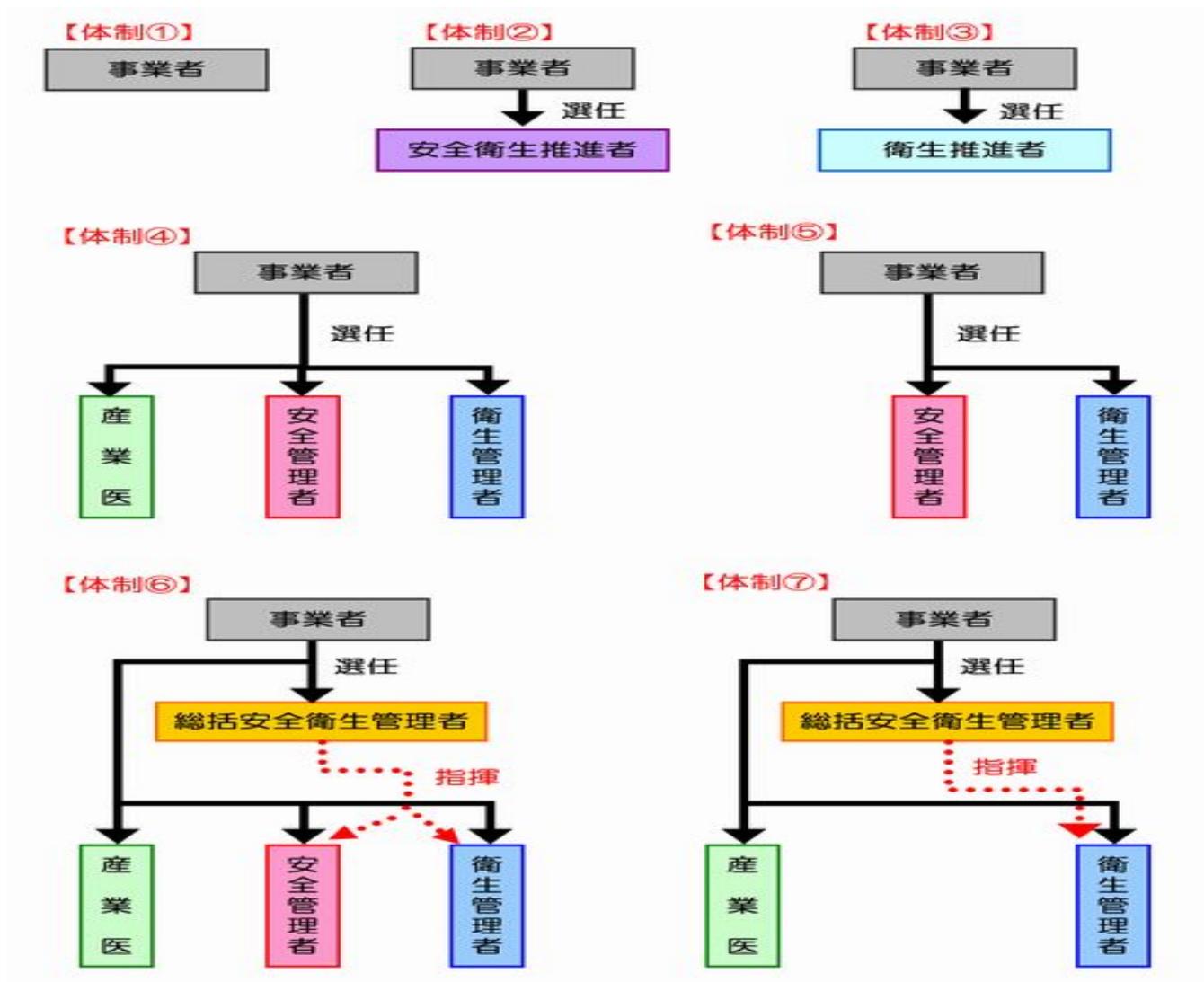
# 安全衛生管理組織

法定の事業場規模別・業種別安全衛生管理組織

業種 規模 (労働者数)	イ. ・林業 ・鉱業 ・建設業 ・運送業 ・清掃業	ロ. ・製造業（物の加工業含む） ・電気業・ガス業・熱供給業 ・水道業・通信業・各種商品卸売業・家具・建具・じゅう器等卸売業 ・各種商品小売業・家具・建具・じゅう器等小売業・燃料小売業・旅館業・ゴルフ場業・自動車整備業・機械修理業	ハ. ・その他の業種
	1000～	<p>事業者 ↓ 選任 産業医 (安衛法13条) ↓ 総括安全衛生管理者 (安衛法10条) ↓ 指揮</p>	<p>事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 総括安全衛生管理者 ↓ 指揮</p>
300～999	<p>安全管理者 (安衛法11条)   衛生管理者 (安衛法12条)</p>	<p>安全管理者   衛生管理者</p>	<p>衛生管理者</p>
100～299	<p>安全管理者   衛生管理者</p>	<p>安全管理者   衛生管理者</p>	<p>衛生管理者</p>
50～99	<p>安全管理者   衛生管理者</p>	<p>安全管理者   衛生管理者</p>	<p>衛生管理者</p>
10～49	<p>安全衛生推進者 (安衛法12条の2)</p>	<p>安全衛生推進者</p>	<p>衛生推進者</p>
1～9	<p>事業者</p>	<p>事業者</p>	<p>事業者</p>

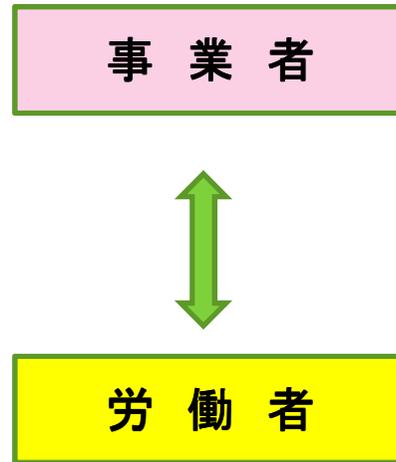


# 安全衛生管理組織(続)





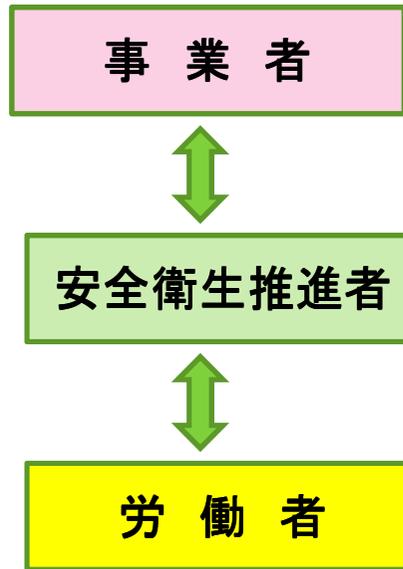
# 安全衛生体制 労働者数10人未満



すべての業種で体制としては同じ



# 労働者数10人以上50人未満



林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業  
(令第2条第1号)

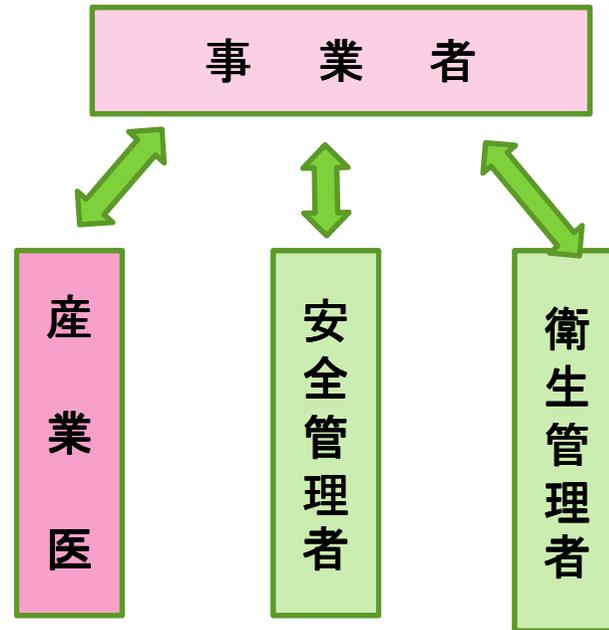


その他の業種  
(令第2条第3号)

製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、  
熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、  
家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、  
家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、  
旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業  
(令第2条第2号)



# 令第2条第1号および第2号の場合



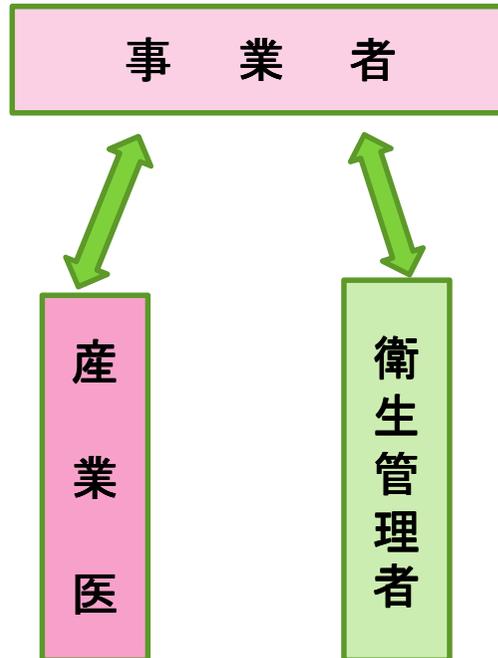
50人以上100人未満 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業（令第2条第1号）

50人以上300人未満

製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業（令第2条第2号）



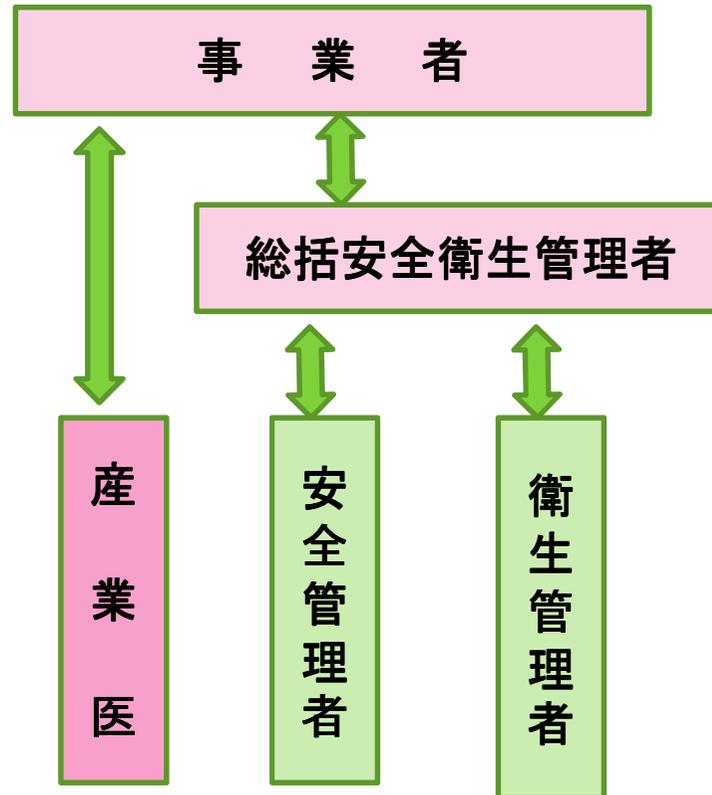
## 令第2条第3号の場合(その他の業種)



50人以上1000人未満 その他の業種(令第2条第3号)



# 令第2条第1号および第2号の場合



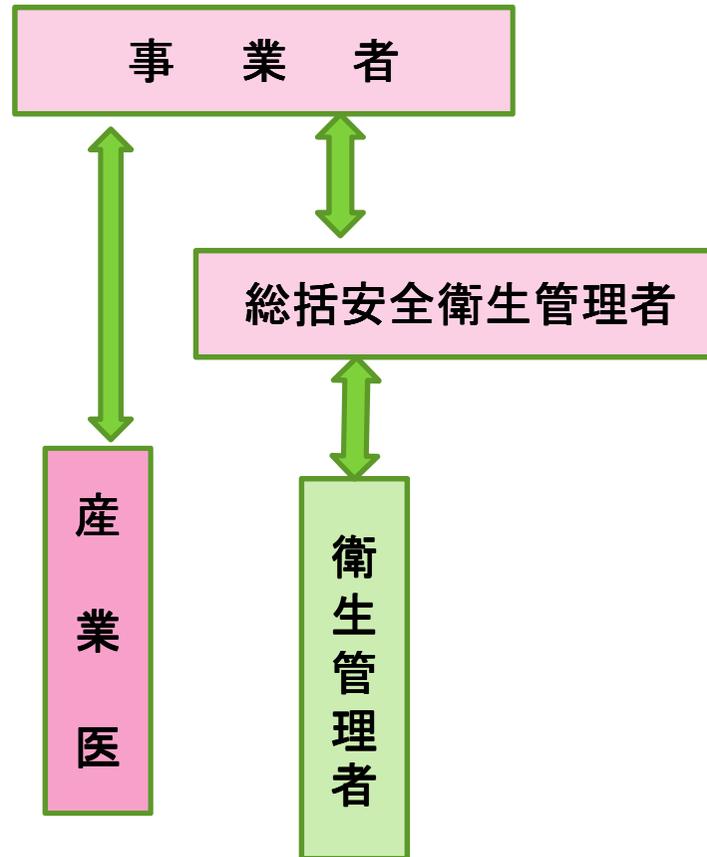
100人以上 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業（令第2条第1号）

300人以上

製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業（令第2条第2号）



## 令第2条第3号の場合(その他の業種)

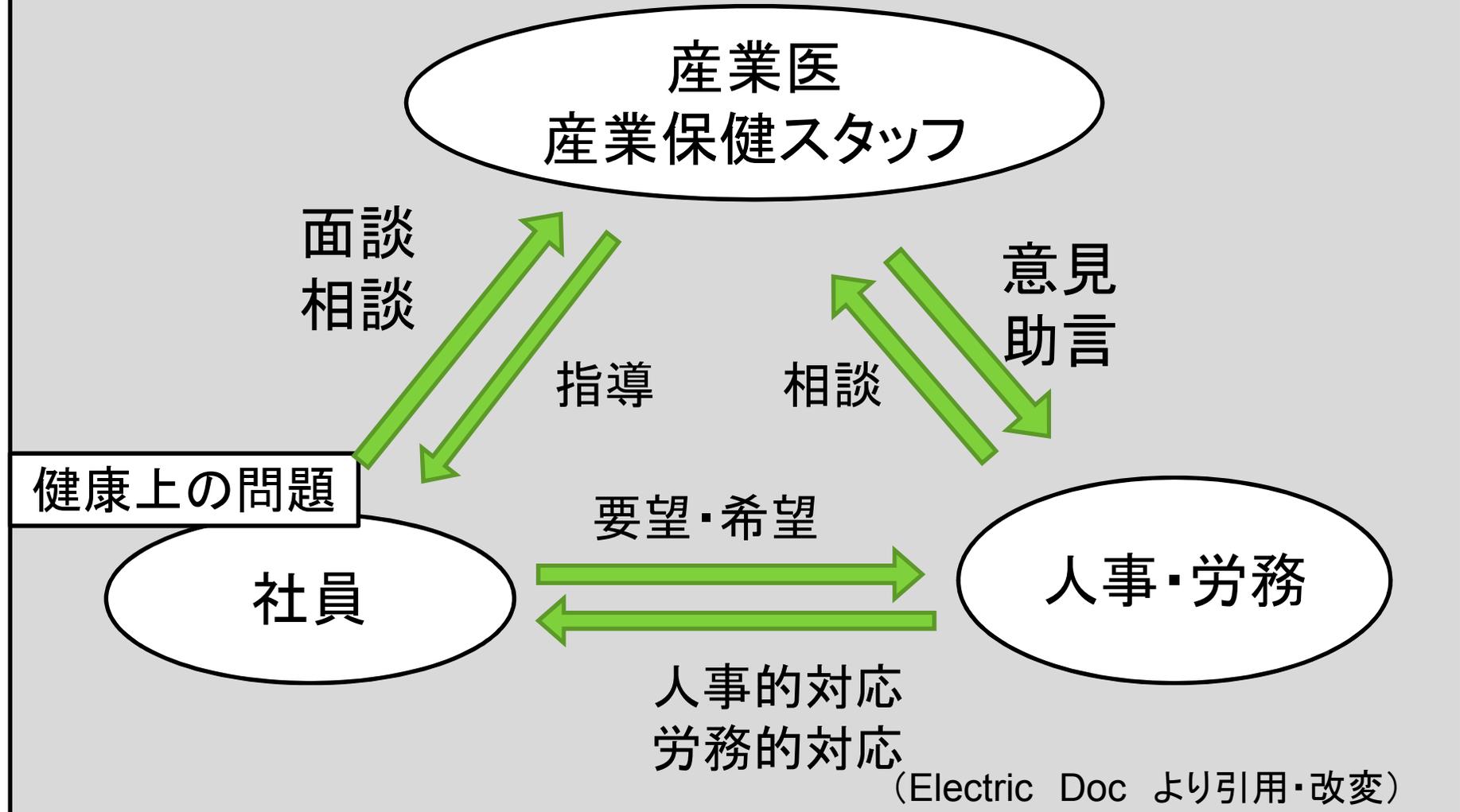


1000人以上 その他の業種(令第2条第3号)



# 産業医のいる場合

## 健康管理の基本的な仕組み





# 産業精神保健活動を支える仕組み

## 産業精神保健活動を支援してくれる組織

産業保健推進センター

(含 メンタルヘルス対策支援センター)

(地域)産業保健センター

精神保健福祉センター

保健所

産業カウンセリング協会等の民間団体

EAPを業とする民間企業

その他



## 4. それぞれの義務



# 事業者の義務

1. 労働者の安全と健康を確保する。
2. 快適な作業環境をつくる。
3. 労働災害を防止するための対策を講ずる。
4. 事業者の責任範囲を明確にする。
5. その他



# 産業医の業務

1. 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置：健康診断後の事後措置の管理者への指導助言及び個別相談等。
2. 作業環境の維持管理に関すること：  
(作業環境測定及び評価は別途専門機関が対応・紹介)
3. 作業の管理に関すること：作業負荷強度の評価及び有害業務  
(危険有害化学物質の管理)の適正管理
4. 労働者の健康管理に関すること：疾病予防及び健康づくり等。
5. 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
6. 衛生教育に関すること。
7. 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
8. 過重労働者による健康障害防止：長時間労働者の面接指導、事後措置に係わる助言、勧告。
9. メンタルヘルスに関する事項(ストレス対策、関連疾患のケアに関する助言・指導。)



## 衛生管理者の業務(1)

衛生管理者の具体的な仕事は、週一回の作業場の巡回から始まります。衛生管理者は法定設置の基準に基づいて、それぞれの職場を評価しなければなりません。

万が一にも作業方法やその内容、衛生状態が、作業者の人体に悪影響を及ぼす可能性のある場合には、直ちに作業者の健康状態のチェックや、環境の改善に取り組まなければなりません。

そのためにも、定期的な作業場の巡回は欠かせませんし、各作業内容やその工程、また、工場であれば設備やその特質なども把握する必要があります。

実務としては、まず事業(部署)全体の環境状態の把握から始まり、改善箇所の摘発やその改善、予防などに及びます。

企業により定期的な報告書の提出や保全日誌への記入、記録などが義務付けられる場合がほとんどです。



## 衛生管理者の業務(2)

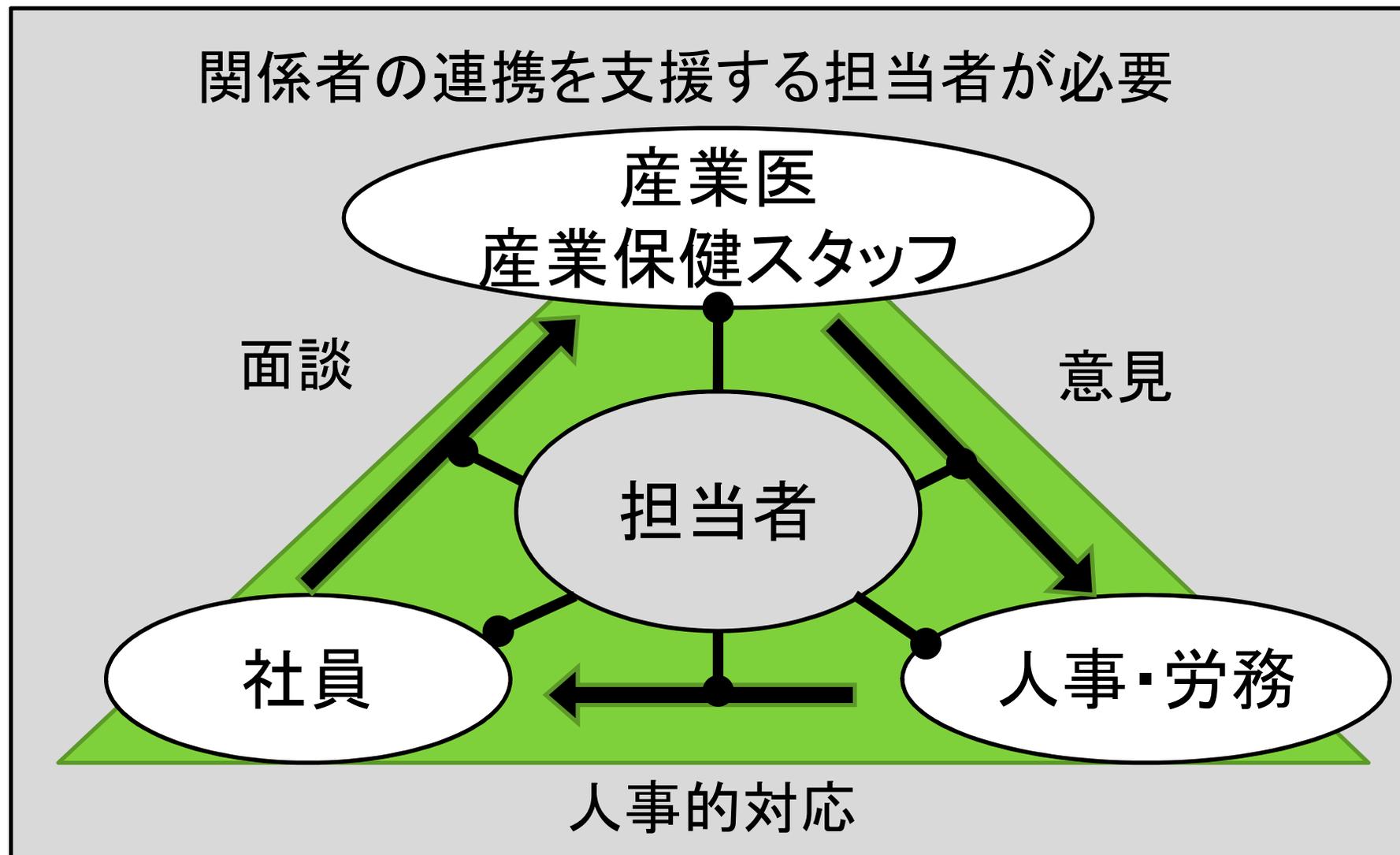
衛生管理者はまた、職場環境の改善だけではなく労働者や職員の健康管理と保持にも努めなければなりません。定期的な健康診断の主催や提案などをはじめ、救急用具の整備、点検、洗面所の衛生管理なども視野に入れておかなければなりません。また、工業用水による資源汚染や健康への悪影響、工業排水による諸問題などにも積極的に取り組む必要があります。

特に工場などにおいては、機械設備や作業内容から作業場の衛生環境、扱われる特殊な化学物質などにより人体や環境、衛生的な面で問題を引き起こしやすい状態にあります。そのため、衛生管理者の目の届いた管理はもちろん、管理者としての手腕も問われる環境であると言えます。専門的な職場であればあるほど、衛生管理者もそれに伴って専門的な知識を得る必要があるというわけです。



# 支援する担当者

関係者の連携を支援する担当者が必要



(Electric Doc より引用・改変)



## 5. 体制と機能



# 形態と機能

解剖学

生理学

解剖  
形態  
しくみ

生理  
機能  
はたらき



## かたちだけでは足りない

組織が出来ていればよいというものではありません。  
それがどのように機能しているかが大切です。

組織が適切に機能するのに何が大事かと云えば、  
結局はそこで働く人の問題ということになるでしょう。

例えば、上司が変わるとその組織も変わる、  
というようなことも云われることがあります。

産業保健の業務も同じことがあてはまるでしょう。



## 実際の産業保健活動での基本的な留意点

1. 新しく産業保健の職場に入った時に留意すべき大事なことのひとつに仕事を自分だけで抱え込まないということがあります。
2. 安全衛生管理の目的や業務遂行の仕組みをよく理解して、適切に分担して業務を処理して行くことが肝要です。
3. 産業医ばかりに、あるいは衛生管理者ばかりに仕事を押し付けるわけには行きません。適当に分担するのがよいでしょう。